

裝束要領鈔
尾



(烏帽) 唐朝有紗帽之制是本邦烏帽子也乎和名鈔烏帽兼名花云帽一名頭衣注烏帽子俗訛烏爲馬今按其著用之始不分明蓋嵯峨朝延弘仁九年有男女衣服皆依唐法之制始于此時平天武朝廷有漆紗冠之制充之者非也是正今冠盤鰭也年

男官装束要領鈔下

狩衣之具

烏帽子エカウシ

持家。清花并中院。三條正親町。三條西小乃家
 かは立烏帽子タテエカウシ着用有り。また羽林家。名家
 諸右史家は多分十六歳トウジまで立烏帽子
 三反折烏帽子と名。多鷹狩或蹴鞠
 馬上乃耐いつても風物の。或抄「装束抄」の雨足
 かくの。又額ヒタの折や。或左眉ヒタ右眉



装束要領鈔下

あまのハ諸眉小緒眉片眉のハハり大抵
上皇ハ左眉折家も法眉諸家十ハ家ハハ
小法眉ハ後右眉ナリ地下ハ片眉をもち
但家くれ故実ありて志わて定るも
ひハ点ほうハの名もあくらハハに
今世ハえてハ差別ハ

懸緒 付組然

衣冠の部小志ありぬ

布衣 或用持衣字或又
用搗衣鴈衣字

和訓加利收
衣此間云搗衣
布衣和訓加利收

或問搗衣始干
何御宇哉答未
見國史若弘仁
以來用之乎據
野行幸記

宿老袖結事園
大曆延文四年
正月九五日公
賢公遣經頭卿
返事曰抑狩衣
結事組分紺綾
之外宿老之躰
不兼及候但就
狩衣色白組分
毛用事哉人

冬ハ裏あり持衣云之夏ももハ持衣ナリ
但紗のハハハハ同季通用して用ハハハ又
古記善禪美乃ハ見凡五位以上ハ織物六位以下ハ文
定ハ制ナリ然とハハハハ今世六位の人も皆
織物乃持衣を用もものハ非ナリ文色ハ志わて
定ハハハハ年の時ハ紅梅萌黄の浮文盛年
ハ堅文あり浮文ハ繁ハ堅文ハ素ハ文をもち
社給ハハハ未滿毛板形着ハハハ薄年乃組
前黄紅ハハハの打交ハハハ次紫白濃紫の旁ハ次ハ

桃華葉狩衣
大納言と着用
すうひ

薄紫、表のうすきと、次は清美乃組なり、裏は表のふ
お好、はみ名に、狩衣、表裏を色各別なり
又紗のうすぬ、鱧とむのり、ひして前後の
すも、ひむの、次袖結を白糸とよんで、右より
おま、二筋おんく、くま、くま、但夏冬通用乃
事右記、取ん、い、か、通用の狩衣とは
紗のかり、さぬ、小裏付、うると、月ひま、なり、凡
狩衣、大納言已下、着用の、なり、武家よ、お
て、は、徳、大、吏、着、用、乃、より、也、公、武、御、制、各、お、た、極、

或問有名狩衣
以其表裏色織
用單狩衣之時
其經緯如何答
以裏絲為經、以
表絲為緯、乎是
從、緯、覆、經、之、理
也、以、松、重、與、藤
重、知、之、猶、可、尋
挑、丈、師、

尺くより名に、狩衣、う、く、梅、表白裏蕨、芳、花、山、院、右、大臣、忠、定、公、

說正月十五日迄、年若人、着用之由也、一、條、禪、閣、兼、良、公、御、柳、表白裏、三、條、家、說、

說自十一月至二月、今、按、号、白、菊、九、十、月、用、之、互、色、相、通、若、人、淨、織、物、壯、年、以、後、人、表、練、貫、忠、定、公、說、自、正、月、至、四、月、祭、日、櫻、忠、定、

著、之、兼、良、公、御、說、自、冬、至、春、今、按、四、五、月、号、卯、花、用、之、亦、色、相、通、櫻、公、說、表、白、裏、二、藍、兼、良、公、御、說、表、白、裏、赤、花、又、裏、蒲、萄、春、用、之、

三、條、家、說、表、裏、白、或、裏、紫、号、白、梅、有、之、此、事、欵、櫻、萌、木、三、條、家、說、

表、萌、木、裏、紫、春、用、之、中、年、以、後、不、用、此、色、若、年、人、用、之、云、樺、櫻、三、條、家、說、

忠、定、公、說、裏、二、藍、兼、良、公、御、說、裏、赤、花、各、表、色、一、同、花、山、吹、三、條、家、說、

表、薄、蕨、芳、裏、濃、蕨、芳、若、年、人、用、之、中、年、以、後、不、用、之、表、黃、朽、葉、紅、又、キ、黄、裏、紅、老、人、不、用、之、忠、定、公、說、表、又、キ、黄、

裏、黃、春、用、之、兼、良、公、御、說、表、薄、朽、葉、裏、黃、只、山、吹、ト、モ、号、之、裏、山、吹、忠、定、公、說、表、又、キ、黄、

三、條、家、說、表、黃、朽、葉、裏、青、忠、定、公、說、表、黃、藤、忠、定、公、說、表、又、キ、黄、

裏、萌、黃、若、年、人、春、用、之、兼、良、公、御、說、表、黃、裏、紅、藤、黃、自、春、至、四、月、兼、良、公、御、

卯花 四五、月、色、同、柳、若鷄冠木 忠、定、公、說、表、裏、共、薄、青、

色 **杜若** 忠定公說表二藍裏萌木四五著 或書表萌木裏薄紅梅有之如何 **盧橘** 忠定公說表又キ紅裏佳四五兼良公

御說表朽葉 **菖蒲** 忠定公說表青裏濃紅梅四五著之 **棟** 忠定公說表薄色裏青四五著之 **女郎花** 忠定公說表薄色裏青

忠定公說表 **瞿麥** 忠定公說表薄籜芳裏青兼良公 御說表紅梅裏青四五著之 **桔梗** 忠定公說表二藍裏青

五六著之 **萩** 同說表薄紫裏青自六月至八月 **紫苑** 忠定公說表薄色裏青自六月至九月 **青紅葉** 同說表黃裏籜芳

九月諸說同 **黃紅葉** 同說表黃裏籜芳自九月至五節著之 **青紅葉** 同說表黃裏籜芳自九月至五節著之 **龍膽** 忠定公說表黃裏籜芳

至五節兼良公御 **白菊** 九月 **黃菊** 忠定公說表薄紫裏青兼良公 青自九月至五節 **松重** 忠定公說表薄紫裏青兼良公

同說表籜芳裏青 **移菊** 忠定公說表薄紫裏青兼良公 御說表中紫裏青自十月至五節 **海松色** 忠定公用年少人至十五歲著之兼良公御說表青裏紫

表色青黑而如海松裏白八宿老 **凡此等の文と著用乃** 人著之兼良公御說表萌木裏青

時各々れくの文と用り事通法乃

より此外 **枯色** 又号黃青 忠定公說表黃青自十月至五節 **薄** 年三月兼良公御說号枯色表白裏薄色

青 忠定公說表裏同 中年以後用 **二藍** 表裏同色 **薄色** 忠定公說白裏兼良公御說經白緯青 於此狩衣

者不謂夏冬必 **朽葉** 忠定公說表又キ黃裏今按 **檜皮** 三條家可用生裏也 青朽葉黃朽葉赤朽葉色々アリ 說表裏

同或裏花田忠定公說表紫裏同老人ハ用 **香** 三條家說四季通用十白裏兼良公御說表籜芳裏アリ裏花田 五以前人不用之若年

人ハコカレ香ト号シテ下カキヲ薄紅ニシテ黄ヲニセテ染之所詮 **花田** 表裏同老人濃香也織物ニテ著スル時ハ經緯トモニ濃香ニ染テ織之裏紅老人ハ

經香緯白糸仍文白ナリ浮織物浮線綾長年 **比金青** 表裏同老人人不用之唐綾并薄物練薄物用也老者白裏

赤色 三條家說若年壯年人等用之四季通用忠定公說表赤裏二藍年少人著之兼良公御說表又キ赤 **比金青** 表赤裏二藍年少人著之兼良公御說表又キ赤

忠定公說タテ黒青又キ黃或說 **裏濃籜芳** 三條家說表薄籜芳似棒檜四季暉

用

白色

三條家説若年人ハ浮織物浮線綾練薄物等也中年以後唐綾和綾頭文紗ノ薄物用之老人モ練縹用之 裏若年張

裏中年以後生 け等の教其文不定各表裏又曰乃事家く軽々意巧區くかして一撮一のへじ
從古記の不見色目さゆくけりとのを略さ
又白裏乃りるふいけり一は雖衰老人悼之
形職おぬ人の用ひるに及べりる事
とと近世此年の人も宮にりて着用し給ふ
先又布のりるぬハ 上皇極熱の比著清涼下
も中々依久依耐是利れりけりる事ゆき

とる人の着用するものなり或記よんる
とるハ自身も着用する事あり

腰帶コシオビ 或云宛腰

狩衣の久に浴くも切と用也但白裏の狩衣
必用乃人の白帯と用り恒例なりなり

衣。單并大帷

晴の時に衣并單等と著し帯ハ大帷白用之
狩衣乃衣と直衣けりハ衣冠乃時にあか
但五月九月仕年の人生衣裏表生ヒナギサ子 拾重と用也

拾重 夫亦集
夏衣光俊朝臣
世とやすも民乃
むつひかたり
及てむのうらね
いさる人もあり

皆多^{大將兼兼抄}つと月ひらる多分女郎花菖芳ふく也
 老人ハ白衣或抄^{大將兼兼抄}つと又^紅單^白帷^白衣冠
 乃^紅同^白を代夏ハ多く單に帷計月ひらる
 袖單に^紅著用乃^白也又尋常ハ單帷と
 略して月ひらるよりなり

指貫

色目衣冠の部小くり

下袴 付腰次

衣冠乃^紅志^白なり也

少刀 チイカタナ

武家小おわてハ供奉乃^紅時狩衣着用はくも
 路途の間或鞘巻或帯れ刀に少刀と月ひら
 也殿中出仕ハ少刀の^紅月ひたまふなり
 取^紅は^白見^白公家ハかりとぬぬ
 是と月ひ^紅は^白但從者ハ太刀と^紅は^白
 又晴^紅の御幸乃^白時^紅儀府の人帯^紅劔先例なり

蝙蝠

衣冠乃^紅部^白志^紅なりぬ

狩衣帯劔例保
 延五年二月十
 日兩院雪見御
 幸衛府之人皆
 帯劔見^紅抄頭

浅沓 并緒太
衣冠乃社み志引一也

一 枳家。清花并。中院。三條正親町。三條西等の家
羽林家名家の勝劣差別いづくに引

枳家とは近衛九條二條一條鷹司の五家
なり藤原良房公忠仁公是也人臣攝政の盪觴
より同基經公昭宣公是也是開白乃寂社のり

冬嗣 權中納言從位
左大臣三位

長良 權中納言從位

良房 攝政大臣從位
權中納言

基經 攝政關白大臣
從二位

實長良男

清花 如字華族
通稱也。北史
袁翻傳以名家
子歷任清華

師輔 權足公世
從五位上 公季
從位

公實 權大納言從位

實行 公實從位
三條祖

通季 權中納言從位
西園寺祖

實能 左大臣將從位
德寺祖

よりよりい來枳政開白にまゝあふまを
先途より多也む大臣の太將無任一多ふと
いれ枳政開白おつてハ親摸とくふり也故
号枳家由也 具平親房
從位 衣從位 奏長從位
師房 頭房 雅實 公季
村上源氏祖 号六條 轉法輪 西園寺 德大寺 花山院
清花也は久我三條 近世廣幡醍醐
等之家此列云 皇孫
大炊御門今出川又号菊亭等の敷也
皇孫といれ親王乃 宣下なく源姓を賜て
大臣の太將よのやり或ハ枳家の清息といへ
とと枳政開白乃先途もかく大臣ハ太將

久我相國推實公世
内大臣正二位
通親

大政大臣位
通光 兼正統
大納言正三位

通方 兼中務卿

實行公孫
左大臣正位
實房

公房 兼正統
權大納言正三位

公氏 兼正統

公氏卿六世
内大臣從二位
實繼 兼正統

公貴 兼正統
權大納言從二位

公時 兼正統

乃其のほりまふ家く也英雄の家ふれハ
稱美有りて清花と稱い又公達家ととも
花族とも稱ふ也
中院三條正親町三條西此三家ハ次第昇進
ふふひく大臣に任し給ふとて大將
兼任しふるふか故に俗号大臣家此ハ
法家とも邂逅ハ大臣拜任乃例の家く
有りとも通例にあふれく大臣家と
稱せざるなり

(名家)漢司馬遷
傳名家師古注
名家者流出於
禮官

羽林家とは侍從より左右近衛中少將と經歷
して次第昇進し給ふ家くと羽林家と稱ふ
を清府の唐名と羽林と稱ふ也蓋羽林家ハ
中に色勝方有りて或以大中納言為先途或
以參議散三位先途より多ふ家く有之就中
中納言号松木
是也四辻中山等の家ハ是羽林家の
実とあり又三條水無瀬兩流を昇進羽林家
なり
名家とは儒門といふ其中左右辨官有大
中少

装束要領抄下

藏人と經歷して次第昇進するあり
諸名家も亦辨官を經て昇進乃
家もあつたといふも派儀は各別なり

一立烏帽子と風折と各別よいかに小町の端
屋いかに立烏帽子と風折いかに乃袖といかに
かついこといかに事いかにいいかにや

續世継云いかにいいかにえいかにいいかにいいかにいいかに
まいかにいいかにいいかにいいかにいいかにいいかに
えいかにいいかにいいかにいいかにいいかにいいかに

引立烏帽子保
元物語條殿
轉義朝御前ニ
召ル赤地錦直
垂折烏帽子引
立ワイタテ註
太刀ハイタリ

かいかにりいかにていかにゆいかにらいかにめいかにまいかにしいかにまいかに又いかにおいかにぬいかにえいかにほいかにいいかに
引いかに立いかにえいかにやいかにいいかにいいかにいいかにいいかにいいかにいいかにいいかにいいかに
ゆいかにといかにないかにるいかにいいかにいいかにいいかにいいかにいいかにいいかにいいかにいいかに
いいかにいいかにいいかにいいかにいいかにいいかにいいかにいいかにいいかにいいかに
各別いかにおいかにないかにりいかにいいかにいいかにいいかにいいかにいいかにいいかにいいかに

一布衣とまて和訓いかにりいかにらいかにいいかにぬいかにといかによいかにいいかにいいかにいいかに今世
官位有之人の着用いかにかいかにりいかにいいかにぬいかにといかにいいかにいいかにいいかに侍の着
いいかにいいかにいいかにいいかにいいかにいいかにいいかにいいかにいいかにいいかに
是は假令上下をいかにわいかにらいかにいいかにいいかにいいかにいいかにいいかにいいかにいいかに

百練抄保元三年三月近白藏人五位等連署訴申有文狩衣停止由仍被許

狩衣といひても布衣といひても裁縫いさかきりりりりい 院中あき布衣始とり事有きは 御讓位の候上皇よりわく御狩衣著御乃款式とらひとらふ時小より布衣といひてもかりとぬといひてもとる形りり次は又青侍乃着しは太祥雲文といへとも希有に文とねんといひりへ五位の人と地下の文の定人りりり世も也況書侍とやゆる

魚うらうらうり取りぬ

一狩衣と着しは 内出仕り事といひ

堂上方衣冠束衣より下の服と着しは

内出仕の事りりりり但赤幸之時供奉之

堂上方狩衣着用りりりり出仕之後

衣とい又諸家乃侍雜色布衣と着しは

相従ひ系入するり庭上すての候中り

子細り但不入日見禁秘御針華月華等門之由を制あり

一頭職といひり

中右記寛治八年閏三月八日近曾有新制布衣烏帽子者不可入陣中

さしつけの目くらたる官と頭職も、
官
中とPムなり

直垂之具

烏帽子

大概風折の

懸緒 并組紐

前

直垂 并布直垂

堂上ハ練精好等乃直垂名見延喜格制なり武家方侍從堂

色かくれぬたのうし也、色大概黒紅及を

木蘭地といふ多れ由なり其外色く、あり

(圓) 由見或秘記蓋其造觴不分明可考

(木蘭地) 僧尼令義解謂木蘭黄椽也

装束要領抄下

紫萌黃紅等直
無於武門御制
服之由以是雖
狩衣體此三色
之由也蓋近世
紅之外多被用
之云

但紫萌黃紅等ハ 將軍家清代ハ清着用乃
色多々く憚之云然其陽明の清家ハ精好の
紅乃直垂内着用の云々なり又布垂垂は武家
五位法衣杖家清毒の諸大丈或ハ地下の法衣
官人事に用り着用と抄して直垂ハ藝乃時
乃也布直垂俗小皂と大紋といふ大なり
紋付よりゆへや素襖袴との替りぬ胸紐
打組と華緒との違なり

同下

下ハ総フサのりシ長縮シありシ色上下シ但
長縮ハ縮縮也後世用衣服名
腰紐ハ白練あり縮直垂布垂垂シのハ裁縫替り
事なりシひシハ先大口と考シ次シのシと
むシれシかシさシてシ着シ一シにシ垂垂シ下
と着シ一シにシ伊勢下総入道宗五書シハシ是
より

少刀

堂上シハ垂垂に少刀の事あり但陽明の清家
ハ代ハ清例とて少刀と用ひ多ふを子細

一陽明の清家より供奉之時少刀に鞘巻銀
幣^{カネ}を殿中出仕しは少刀のこりひく^{カネ}由也
いふ人白太刀黒太刀なりといふ太刀幣^{カネ}口^{カネ}は
例粗武家乃記し是よりをばさるる事也

蝙蝠

前小お

浅履 并緒太

おに甲

一陽明の清家といいつまはる家とすは武又
揚名れ女お^{カネ}事^{カネ}も甲^{カネ}事^{カネ}也

近坊殿乃清家とすはひく^{カネ}大内裏の時
を米殿清家陽明門の前よりたりたり存
陽明の清家とすはひく^{カネ}形^{カネ}も
く^{カネ}事^{カネ}は^{カネ}又揚名の女お^{カネ}
事^{カネ}は別儀中^{カネ}秘傳家にからぬ事^{カネ}

一陽明乃清家計し少刀被用い子細有之^{カネ}や
ひく^{カネ}尊氏將軍の家代と清^{カネ}在京乃間

或曰萬松院殿
義晴御時惠雲
公種家被進
院殿公種家被進
紅直無少刀之
例也云云

近湯殿（紅直無少刀被進）ひひりより涉例
らして用ひ給ふりなりあふら子細
かたき事よとい

一 藪とひい

藪とは急度晴よとつら次又平生乃事
ぬきつら中なる事よとい晴藪尋常
と三つよ覚りつらよと作

一 白太刀黒太刀とP事い

白太刀といは銀はくら銀乃打敷めりて目貫

おし或ハ家の文とほき常執草蒲葦を
表向、袴義に用へさうりなり黒太刀といは
鞠ゆるおしほふ鞍とけく思くわり
かおこ志やくさうりてうけやうあほりおこ
くろく一自貫我家の紋と焼付に常執
草蒲皮、柄もすうてぬれつらどきと黒
太刀といふり一伊勢下総、入る志おし
さね書おし

召具裝束

褐衣 布衣
白張

武官乃五位五位殿上人行幸の前駐或ハ節會の

警固の日ハ闕腋袍と著行幸之時帶弓箭卷纏

也纓綾オモカケして隨身と召具サリ節會之時ハ

冠細緩褐衣ハチエ蠻繪文左近衛方或獅子丸或尾長鳥袴左近

老懸帶弓箭壺胡錄帯劔させハび右

右中將の隨身ハ左右少將乃隨身二人右右邊ハ佐の

隨身二人ハ是定例ハなりハ外尋常之儀ハは隨身

ハ布衣乃青侍白張の雜人召具ハハハなり

隨身之具一浴之時之持布衣白法具一たきふ
事の御なり

衣文雜色可覺悟條々

一御主人汚裝束法着用乃事一ゆゑに五三日に
皆具損失之有無可改之事

一御懸緒別所用之^事一并法位袍母同^事一又乃系
且又針^事とさ^事乃可用意^事

一御裝束法着用又ハ汚^事脱之時汚主人と不向北^事
可知方角^事

一御冠并汚裝束不向北方不汚跡^事

一武家之法方束帶衣冠法着用之時か^事は袖と

こらてまじりて公家ゆくと評所作多き
卿人此心得あるまじかり

五位五位装束之具并同言之類 家從 壺井 義知
書志新しく添削とありぬ尤有無もの之
減り此色に染へる人乃染内と道はさる
少とありん

元禄十二年三月十日平定はははの位藤原朝臣御判

